

【令和7年度募集】三重県育休代替任期付職員（資格免許職）

募集要領

◆受付期間 令和7年9月30日(火)から

令和7年10月31日(金) 午後5時00分まで

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時00分まで。

※問合せ及び応募先は以下のとおり。

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部人事課 人事・コンプライアンス推進班 (TEL 059-224-2103)

育休代替任期付職員とは・・・

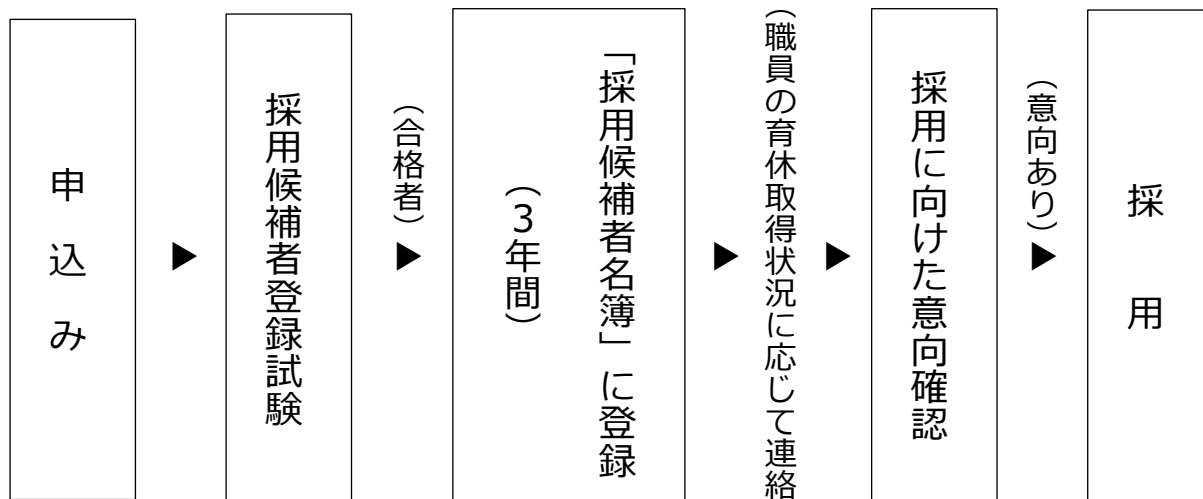
主に県庁や県の地域機関で、育児休業を取得する職員の代替職員として勤務をします。

給与、勤務時間、休暇等の勤務条件は、原則として任期の定めのない職員と同様です。ただし、育児休業の取得、育児短時間勤務等はできません。

1. 職種、職務内容等

職 種	職務内容	勤務先
農業	農畜産物の生産振興・研究開発等に関する技術的業務	知事部局等の本庁又は 地域機関
林業	森林整備や林業・木材産業の振興、緑化の推進、研究開発等に関する技術的業務	
薬剤師	医薬品や食品の安全確保、製造施設の監視、麻薬取締り、病院における医薬品の調剤等の業務	
保健師	精神保健、母子保健、健康づくり、難病対策、結核・感染症対策、災害時等における健康危機管理対応等の業務	
管理栄養士	特定給食施設の指導、専門的な栄養指導、食育、食環境整備、病院における患者や入所者の給食・栄養管理等の業務	
保育士	障がいのある子どもや自立支援が必要な子どもの保育・療育・保護者支援等の業務	

<採用までの流れ>



※受験申込み時に勤務可能地等を申告していただきます。

※採用候補者登録試験に合格し、「採用候補者名簿」に登録された方は、本人が取消しを希望しない限り、名簿登録の日（原則、試験合格の日）から3年間登録が継続されます。

※「採用候補者名簿」に登録されている方には、育児休業を取得する職員の状況により、希望勤務地等をふまえ、採用に向けた意向確認をさせていただいたうえで採用となります。このため、職員の育児の取得状況等によっては、「採用候補者名簿」に登録されても採用されない場合があります。

※日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留資格を取得している人に限り採用となります。また、日本国籍を有しない職員は、公権力の行使に該当する業務及び公の意思形成への参画に携わる職には就くことができません。

2. 応募資格

(1) 年齢制限はありません。

(2) 必要な資格・免許等の要件は、次のとおりです。

職 種	必要な資格・免許等
農業	農業改良助長法に規定する普及指導員（旧農業改良普及員、旧生活改良普及員を含む）の資格を有する者 ※令和8年4月1日までに取得見込みの者も含む
林業	森林法に規定する林業普及指導員（旧林業専門技術員、旧林業改良指導員を含む）の資格を有する者 ※令和8年4月1日までに取得見込みの者も含む
薬剤師	薬剤師法に規定する薬剤師の免許を有する者 ※令和8年4月1日までに取得見込みの者も含む
保健師	保健師助産師看護師法に規定する保健師の免許を有する者 ※令和8年4月1日までに取得見込みの者も含む
管理栄養士	栄養士法に規定する管理栄養士の免許を有する者 ※令和8年4月1日までに取得見込みの者も含む
保育士	児童福祉法に規定する保育士の資格を有する者 ※令和8年4月1日までに取得見込みの者も含む

(3) 次のいずれにも該当しない人

- ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ②三重県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人以外）

3. 申込方法、受付期間

	内 容
申込方法及び提出書類	申込方法 下記の URL よりお申込みください。 URL: https://logoform.jp/f/2Pwm8 二次元コード 

	提出書類 併せて令和7年10月31日(金)午後5時00分までに、下記の書類(各1部)を申込先に直接持参するか郵送(簡易書留)してください。 ① 面接カード(所定様式) ※記入はパソコンまたは手書きのどちらでも構いません。 パソコンの場合は、文字サイズ<u>12ポイント</u>とし、行は追加しないでください。 ② 宣誓事項確認書(所定様式) ③ 登録証(写)又は資格証明書(写)(申込時点で資格を有する者のみ)
申込先	〒514-8570 三重県津市広明町13番地(県庁3階) 三重県総務部 人事課 人事・コンプライアンス推進班 TEL 059-224-2103
受付期間及び時間	令和7年9月30日(火)から令和7年10月31日(金)午後5時00分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時00分まで)

4. 選考の方法、日時・会場

書類審査および面接により選考し、採用候補者を決定します。

日時	会場
令和7年11月上旬～中旬頃で個別調整	三重県庁(津市広明町13番地) または 三重県庁周辺施設

※ 選考の日時、会場については、個別にご連絡します。

5. 合格者の発表

合否の結果は、書面で本人あてに通知します。

6. 勤務の条件

(1) 任期

任期は1年以内とし、採用時に決定されます。

なお、「採用候補者名簿」の登録有効期間中に、育児休業を取得する職員の育児休業期間に延長があった場合等には、本人の同意を得て任期を延長する場合があります。

また、当初の任期終了後も「採用候補者名簿」の登録有効期間中は、再度採用される場合があります。

(2) 給与

「職員の給与に関する条例」の規定に基づく給料及び扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

(3) 勤務時間、休暇

ア 勤務時間

8時30分から17時15分(休憩時間12時00分から13時00分)までの7時間45分(月曜日～金曜日)です。ただし、職場や職種によっては、異なる場合があります。

イ 休暇

年次有給休暇が採用年は15日あり(翌年以降は20日)、このほか特別休暇等があります。

(4) 服務

任用期間中は、営利企業への従事等の制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

育休代替任期付職員 Q&A

■名簿、採用関係

番号	質問	回答
1	採用候補者登録試験に合格し、採用候補者名簿（以下、「名簿」という）に登録されてから、採用までの流れを教えてください。	【採用前年度 2 月頃（4 月 1 日採用の場合）】 職員の育児休業取得状況を踏まえ、採用に向けた意向確認のご連絡をします。その際、勤務予定地域、採用予定日も併せてご連絡します。 ※ 4 月 1 日以外での採用の場合は、意向確認のご連絡は採用日の概ね 1 ヶ月前となります。 【採用日の 1 ～ 2 週間前】 配属先をご連絡します。
2	本庁（津市）以外の勤務地となる場合もありますか。	本庁のほか、県の各地域機関等（※）で勤務いただく場合があります。 なお、勤務地については、受験申込時に申告いただいた勤務可能地をふまえて調整を行います。 ※桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊賀、伊勢、志摩、尾鷲、熊野の各庁舎、及び県内各地の単独地域機関を指します。
3	任期はどのくらいの長さになりますか。	任期は 1 年以内で、育児休業を取得する職員の育児休業取得期間に応じて採用時に決定されます。
4	任期が変わることはありますか。	名簿登録期間中に、育児休業を取得する職員の育児休業期間に延長があった場合等には、本人の同意を得て任期を延長する場合があります。
5	任期は名簿登録期間内で設定されるのでしょうか。	名簿登録期間中に採用されれば、任期は名簿登録期間を超える場合もあります。
6	任期が終了した後も、育休代替任期付職員として再度採用されることはありますか。	一度採用されて任期が終了した後も、名簿登録期間中であれば正規職員の育児休業の状況により再度採用される場合があります。
7	配属先が変わること（人事異動）はありますか。	原則として任期中に配属先が変わることはありません。 ただし、任期終了後に再度、他の育児休業職員の代替職員として採用されることとなった場合は、配属先が変わることがあります。
8	名簿登録期間が終了した後も、育休代替任期付職員として働きたい場合はどうしたらよいでしょうか。	名簿登録期間が終了するまでに再度、登録試験を受験して合格すれば、改めて名簿に登載され、正規職員の育児休業取得の状況に応じて採用されます。（ただし、年度によって登録試験を実施しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。）

■業務内容、勤務条件関係

番号	質問	回答
9	どのような仕事をするのでしょうか。	正規職員と同等の仕事を行っていただきます。執務室内での業務のほか、直接県民の方々と対面して行う業務、現場に出て活躍する業務など幅広く三重県職員の業務を行っていただきます。
10	研修は受けられますか。	入庁直後に、三重県職員としての心構えや各種システムの基本的な操作を学ぶ研修を受けていただきます。その他、正規職員同様、業務を進める上で必要となるスキルを学ぶ研修を受けることができます。
11	時間外勤務や休日勤務はありますか。	正規職員と同様、配属される職場によっては必要に応じて時間外勤務や休日勤務をしていただくことがあります。
12	育児休業や育児短時間勤務を利用できないということですが、子どもの急な体調不良の際に仕事は休めますか。	家族看護休暇（特別休暇）を取得することができます。また、その他にも、正規職員と同等の年次有給休暇・夏季休暇・各種特別休暇が付与されます。
13	昇任や昇給はありますか。	昇任はありません。 また、任期が1年以内のため、昇給ありませんが、任期を延長した場合には、正規職員同様、昇給する場合があります。

■その他

番号	質問	回答
14	育休代替任期付職員として勤務した後、任期のない正規職員になることはできますか。	任期のない正規職員になるためには、改めて正規職員の採用試験（三重県職員採用候補者 A 試験、同 C 試験など）を受験し、合格する必要があります。
15	現在、三重県の会計年度任用職員として勤務していますが、応募することはできますか。	できます。
16	名簿に登録されている期間中は他の仕事に就くことができますか？	できます。 ただし、育休代替任期付職員として採用されている期間は、他の仕事に就くことはできません（営利企業等従事許可を得た場合を除く）。
17	一旦名簿に登録された後、事情により名簿から削除をしてもらうことはできますか。	できます。 名簿からの削除を希望する場合は、三重県総務部人事課までご連絡ください。

面接カード

※記入はパソコンまたは手書きのどちらでも構いません。パソコンの場合は、文字サイズ 12ポイント とし、行は追加しないでください。手書きの場合はボールペンまたはサインペンを用いて丁寧に記入してください。 ※このカードは人物試験の際の質問の参考資料とするもので、この目的以外に使用することは一切ありません。	試験の種類	申込職種
	【令和7年度募集】 三重県育休代替任期付職員 (資格免許職)	
	ふりがな 氏 名 (歳)	
勤務可能地 (☑を付けてください。なお、記載の庁舎近隣の単独地域機関になる場合もあります。)		
☐ 本庁 地域機関： ☐ 桑名 ☐ 四日市 ☐ 鈴鹿 ☐ 津 ☐ 松阪 ☐ 伊賀 ☐ 伊勢 ☐ 志摩 ☐ 尾鷲 ☐ 熊野		
志望動機		
三重県職員（公務員）として大切だと思うこととその理由		
あなた自身をPRしてください（得意なこと、これまで力を入れてきたことなど、どのようなことでも結構です）		
あなたが自覚している性格（長所、短所）		
最近関心や興味をもった社会問題、時事ニュース		

宣 誓 事 項 確 認 書

私は、次のいずれにも該当しておりません。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその
執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 三重県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日か
ら2年を経過しない者
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下
に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他
の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 4 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を
受けている人（心神耗弱を原因とする人以外）

令和 年 月 日

氏名（自筆）

※宣誓事項に不正があると採用される資格を失うことがあります。